

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和3年11月25日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2100252 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (国) 第 2100023 号

第1 結論

平成9年3月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成9年3月

私が20歳になった平成6年*月から大学を卒業した平成9年3月までの国民年金保険料は、口座振替により納付していたはずであるが、請求期間のみ未納とされている。大学生の頃はA市に居住しており、平成9年4月の就職に伴いB市に転居した。国民年金保険料に関する手続については記憶していないが、請求期間についても引き続き口座振替により納付していたと思うので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が大学卒業直後に転入したB市の国民年金被保険者名簿により、平成8年度の納付月数は、請求期間である平成9年3月を含めた12か月と記載されていることが確認できる。

また、請求者が保有する年金手帳には、平成8年3月15日にC市からA市に住所変更した旨の記載があり、オンライン記録によると、請求者の平成8年度における国民年金保険料は、原則該当月の月末に収納されていることから、請求者のA市における国民年金保険料の納付方法は口座振替であったと考えられるところ、請求者は、A市における生活費は母親が請求者名義の郵便局の口座に入金していた旨陳述しており、A市も、請求期間当時は郵便局の口座から国民年金保険料を口座振替することが可能であったと思われる旨陳述していることから、請求者のA市における保険料の納付方法は、請求期間前から継続して口座振替により行われていたものと考えられ、請求期間の保険料も平成9年3月末に口座振替により納付されたと考えのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。